

請 書

令和 8年 7月 8日

横浜市交通事業管理者
契約番号 2653020102

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 株式会社新生工具店
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 013-05 ドライバー (ベッセル) 4組ほか 同等品可

契約区分 確定契約 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百	十	個	千	百	十	万	千	百	十	円
				3	1	8	4	7	2	

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十	個	千	百	十	万	千	百	十	円
				2	8	9	5	2	

免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式		289,520
合 計			289,520

納入場所 (履行場所) 交通局新羽保守管理所

納入期限 (履行期限) 令和 8年 7月 8日 から 令和 8年 8月 7日 まで

前 金 払 しない する

部 分 払 しない する

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。